

質 問 書

2018 年 8 月 10 日

「2018 年度案件別外部事後評価:パッケージⅢ-4(セネガル、ナイジェリア、ベナン)」

(公示日:2018 年 8 月 1 日 / 公示番号:180235) について、質問と回答は以下のとおりです。

通番 号	当該頁項目	質問	
1	P24 第 2「業務の目的・内容に関する事項」(5)	セネガル「ルーガ州及びカオラック州中学校建設計画」について、治安が十分に安定しているとは言い難い地域を含むため、必要な安全対策措置を講じることが想定されている、とありますが、貴機構安全対策措置(セネガル)及び外務省の海外安全ホームページにおいて、特段リスクが高い地域であることや特別な安全対策措置の必要性等については記載されていません。 具体的に治安上のリスクがある地域や必要な対策措置等についての情報を共有頂くことは可能でしょうか。	セネガルについては、首都も含めた全域において、一般的な安全管理対策に配慮いただく必要はありますが、ご指摘のとおり、警備員備上等の特別な安全対策措置を講じる必要はありません。 ただし、調査対象地域のほとんどが地方になるため、移動時や宿泊先の安全確保、複数の通信手段の確保等には十分にご留意ください。
2	p.25 最上段『(7)上記対象案件のうち、ベナン「第五次小学校建設計画」については、(以下、略)』	ベナンの案件につき、学校の運営・維持管理状況を小学校の上部組織が監理していると思いますが、2017 年から教育行政の組織変革がされたとのこと。インターネット上に幼児・初等教育省による公開情報がないため、対象地域における教育行政機関の最新情報の提供をお願いできないでしょうか。 具体的な質問・依頼事項は以下のとおりです。 1. 県教育事務所(DDEMP)は、現在もアタコラ・ドンガの 2 県管轄か? 2. 各県の教育地区事務所(Région Pédagogique)のリ	1. 幼児・初等教育省の下部機関として各県を所轄しているのは各県事務局(DDEMP)となります。 2. 最新の各県の教育地区事務所及び視学官事務所の所在地、名称については、現在確認中のため、契約後に情報を提供します。

		スト(事務所名、所在地)、及び管轄している視学官事務所(CS)の名前	
3	p.25 最下段～p.26 最上段『「4.(2)第一次現地調査」でいう「イ 質問票等を用いた情報収集・整理」に記載されている評価判断に必要な定性調査は、以下の2案件でその実施を想定する。(以下、略)』	<p>① 定性調査について</p> <p>(1)教育案件</p> <p>セネガル案件とベナン案件とは、事業内容や効果指標(定量・定性)が非常に類似していますが、セネガル案件では定性調査が求められ、かたやベナン案件では求められていません。その差異の理由や意図についてお聞きしたく存じます。①たとえば、想定されている定性効果の数の違いによるものでしょうか？(セネガルは3つ、ベナンは1つ)。それとも、②定性調査を実施するセネガル案件では、ベナン案件に比べ、定性効果としてあがっている効果について、より詳細な分析を期待しているということなのでしょうか？そうであれば、どのような観点での詳細な分析を期待されているのでしょうか？ または、③①、②以外の理由があるのでしょうか？</p>	<p><セネガル案件で定性調査が必要な理由></p> <p>セネガル案件ではトイレを含む学校施設の維持管理・衛生管理に関するソフトコンポーネントが実施されており、その成果として(施設の適切な維持管理に基づく)衛生意識や通学意欲の向上等が期待されていました。よって、それら定性的効果を具体的に確認するための手段として定性調査の実施を想定しています。</p> <p><ベナン案件で定性調査が不要な理由></p> <p>ベナンはソフトコンポーネントによる学校運営指導がなく学校建設のみとなっています。また定性的効果は1点のみ(トイレを整備することにより、特に女子児童の通学意欲向上に寄与する)であるため、通常の実地実査における関係者(学校長、教員、保護者)への質問票・インタビュー、各学校の女子生徒数の増減等によって有効性・インパクトを分析できると判断しました。</p>

以上